

司法審査除外条項と司法部の態度 (二完)

——英國司法審査制の一側面——

釜 泰 介

- 一 はじめに
- 二 Dr. Bonham's Case 再考
- 三 司法審査除外条項
- 四 除外条項無効論 (その1) <以上一一三号>
- 五 除外条項無効論 (その11)
- 六 除外条項無効論 (その111)
- 七 むすび <以上本号>

五 除外条項無効論 (その1)

—明白性の欠如—

スマス判決の少数意見を述べる過程で Lord Reid は除外条項の無条件適用を否定する論を展開したのであった。

それは国会といえども無視できない根本原則というものが存在しているということを大前提とするもので、従つて法解釈に際してはこの根本原則は国会により遵守されたと仮定し、もつてこの原則と抵触をきたさないように解釈すべきであるというものであつた。この論理をスミス事件に適用して、除外条項は惡意についての申し立がある場合には司法審査排除の効果を生むに至らないとして、その場合の除外条項の無効力性を主張したのであつた。實にこの論理には十七世紀の Coke の論理を想起させるものがあつたことは前にもふれたところである。

このように前章に於ては Lord Reid の論理に主点をおいて考えてみたわけであるが、スミス判決の中ではいま一つ見落してはならない手法が展開されていたのである。それは裁判所の管轄権排除をめぐる国会意思の明白性の有無を問うものであつた。多数意見と少数意見者 Lord Somerville においてふれられている手法である。Lord Reid の論理が Coke を想わすほどに大上段から問題の解決を求めたのに比し、この論理はやや技術的な面から問題の解決の道を求めたのであつた。即ち、惡意についての申し立がある場合でも裁判所は行政委員会の決定に入るべきでないという効果を、この除外条項から引き出せるかどうかという問題に対し、この除外条項の法文は右のような効果ありとすることを明白に表明しているかどうかを検討するのである。

一九四六年法十六節「強制買収令は……いかなる法的手続においても審理されるべきでない」は前述したような効果をもつという国会意思を十分明白に表明しているであろうか。これに対し多数意見は「十六節の文言は明白であつてすべての裁判所から命令の効力についての争いを審査する管轄権を剥奪している⁽¹⁾」として裁判所の管轄権を絶対無条件に排除しようとする立法者の意図は明白であると認定したのである。他方 Lord Somerville は前述したことなくこの表現では立法者意思の明白性は欠如していると反論したのであつた。

本章においてはこの明白性の欠如論について簡単にふれてみたい。

除外条項の効力を条件つきでしか認めないと、いう論理のうち前章では Lord Reid の見解を特に評価したわけであるが、これは裁判所の主流的手法であるがゆえにとり上げたというより、論理の大胆さに特質があつたからである。裁判所の伝統的手法としてはむしろ Lord Somerville の明白性欠如論をとりげるべきであろう。なぜならこの手法はスミス判決よりずっと以前からとられており、またこの判決以降の諸事件においてもとられているからである。そしてこの手法は主に国会法中の finality clause と呼ばれるものとの関係で出てくるものである。

除外条項としては前述したスミス事件で問題となつた一九四六年土地収用法の表現形式、即ち「行政部の決定はいかなる法的手続においても審理されるべきでない」よりも、もつと古くからいま一つの表現形式がひんぱんにとられていた。それは「決定は最終とする」という表現で行政委員会の判断の最終性を明記せんとしたものであり、通常これが finality clause の名で親しまれているものである。このような型の除外条項は古くから国会法の中に存在していた。従つてこれに対する裁判所の判断も多く出ているのであるが、それはいざれも、この表現でもつて裁判所の監督管轄権を排除するという立法意思が明白に表明されているか否かということに關してであつた。

正にこのような争点をもつ事件がスミス判決の直後一九五七年にもち上るのである。それはまず一九四六年国民保険法⁽²⁾中の finality clause 形式の除外条項が争点となつた Re Gilmore 事件である。⁽³⁾その判決を下すに際して Lord Denning は前述した finality clause と国会意思の明白性との関係について過去の裁判所の態度にふれつつ詳細な論議を展開するのである。

この事件は行政委員会の決定の中に明らかなる法上の誤りが認められた事件で、法的誤りを犯したという点について

ては両当事者とも異存はなかつたが、四十六年法三十六節のいわゆる最終条項の効力をめぐる対立があつた。争点は最終条項の存在は行政委員会の決定に法的誤りがあるとしても裁判所の介入を禁止するものであるかどうかということであつた。これに対し Denning 判事は「過去の判例集に目を向けるならば即座に、私は、移送命令による救済は非常に明白な表現 (the most clear and explicit words) による以外はいかなる制定法によつても決して剝奪されない」といふことが充分確立されたことに気がつく。最終 (final) という文言では充分でない。これは単に上訴の道なし (without appeal) もう一つを意味しているにすぎないのであつて、移送命令にたよつてはならない (without recourse to certiorari) もう一つを意味しているのではない。これは事実に関してはその決定を最終とするが、法に関してはその決定を最終としていない。故に決定は制定法により最終とされているけれども移送命令は依然として管轄権逸脱、又は記録の表に表わされている法の誤りを理由に発せられうるのである」⁽⁴⁾ とするのである。行政委員会の犯した法の誤りを正すという裁判所の監督管轄権を剝奪するには、単に決定は最終であるという表現では不十分であり、もつと明白にその意図を表明している表現形式が使われていなければならぬとするのである。そして彼は、この見解は finality clause に対する裁判所の先例においてもとられてゐる態度であるとして、その先例として例えば「この制定法は移送令状について何も述べていない。従つてこれは立法者の意図は移送令状は発せられてよいといふことであつたことを示している。やむなくば立法者はいくつかの他の法律において行つてきたように、移送令状は発せられないと規定したであらう。故にこの法律の意味は治安判事の決定は事実関係についてのみ最終であるべし」ということであるにちがいない。⁽⁵⁾ とか、「当裁判所の管轄権はそれを剝奪するという明白な文言が存しない限り剝奪されない。これは確固としたことである」⁽⁶⁾ とか、「国民にとつて有益な令状である移送令状は明文規定によへれば取

りやられえない」⁽⁷⁾ 「移送令状はそれが明文でもって剝奪されない限り常に存在する」⁽⁸⁾ と十七、十八世紀の裁判所の見解を引用する。⁽⁹⁾ つづいてこのような態度は今世紀にも継承されてゐるとして、二十世紀に入ってからの先例として「下級裁判所を創設しその判決は最終であつて上訴でないと宣言してゐる Jervis's Acts⁽¹⁰⁾ が通せられるずっと前から the Court of King's Bench は再三、この種の表現は移送命令により訴訟を自らの法廷にもたらすという裁判所の権限を制限しないし剝奪もしないと考えてきた⁽¹¹⁾ 」と「委員会の決定は制定法により最終であるとされているという事実により救済が排除されることはない。国会は法律に従つてその決定に達するという条件にもとづいてのみ委員会の決定に最終性の印を与えたのである」⁽¹²⁾ とを引用するのである。そして以上の先例をふまえた上で、結論として「従つて私の見解では、制定法が the medical appeal tribunal の決定は最終であるべしと言つてゐる事実にも関わらず当裁判所は記録の表面に表われてゐる法の誤りを理由にその決定を取り消す移送命令を発しうるのである」と判断を下すのである。他の一人の判事、Romer 判事⁽¹³⁾ に Parker 判事⁽¹⁴⁾ もほぼ同内容の賛成意見を述べてゐる。

これで Court of Appeal の判断であるが House of Lords⁽¹⁵⁾ 一九五九年判決の中で finality clause に対し同じ立場をとつてゐる。従つて「行政委員会の決定は最終であるべし」という規定形式では裁判所の監督管轄権は排除されていないと、いう見解は司法部の統一した態度とみなすことができる。いいかえれば、このような表現形式をとつてゐる除外条項では司法部が行政委員会に対しもつてゐる監督権を剝奪する効果を發揮しないといふことであり、また別の言い方をするなら、理論上なにことをもなしうる権限をもつてゐるとされる国会の命令といふのも、このような意思表示の形態では、司法部としては長年行使してきた行政部に対する監督機能を易々と放棄することはできないといふことなのである。それは、司法部がもつてゐる正義の執行を見届ける義務⁽¹⁶⁾ はこの程度の明度しか備えて

いない国会の命令によつては簡単に棄て去られるものではないという英國司法部の確固とした姿勢を示しているとも言えるのである。ここにも又、立法部の意思を間接的に無効とした Coke の伝統の健在なることの一端をうかがい知ることができるのである。

以上ふれてきた明白性欠如論は Lord Reid がスミス判決において主張した論理に比べるとその外見においてやや見劣りのする点はあるが、その論の背後にある姿勢は共通のものであつた。即ち両者の背後には正義の達成を見届けるという司法部固有の役割を保持せんとする共通の姿勢が読みとれるのであつた。

しかしここで一つの疑問点が浮び上つてくるのである。それは以上ふれてきたような司法部の姿勢は、国会の管轄権排除意思が不明といえども「不明ともいえるような表現形式をとつていてる除外条項下であつたからこそ、保持できたのではなかろうか」ということである。別言するならもし国会の意思がより明白に表現されているような場合とか、その意思の明白性が何らかの方法で確認されるような場合においても裁判所は前述した基本姿勢を貫くことができるであろうかということである。このことが明白性欠如論が含んでいる大きな問題点なのである。

国会の意思が、finality clause に比べてより明白に表明される例として、いわゆる no certiorari clause を制定法中に挿入する場合がある。それは単に行政委員会の決定は最終であると述べるのではなくして、行政委員会の決定は移送令状により裁判所へ移してはならない (shall not be removed by certiorari) と規定するのである。これは明らかに明文をもつて移送令状による裁判所の救済権を奪い去るものであった。そしてこのような表現形態をとる法文は、主に十七世紀末より十九世紀半ばの国会法中に顕著にみられたのであるが、ここにおいて解説すべき点は、ではこれ程国会の意思が明白であった場合裁判所は前述した自己の任務を一切放棄したであろうかということである。

これについては Denning 判事が司法部の態度について簡潔にまとめたものがある。それより推察すると司法部は依然としてこの場合にも無条件に自己の任務を放棄しなかつたことが理解できるのである。ではその理論はいかなるものであったのか。Lord Denning の言葉を借りるなら「しかし裁判所はこれらの制定法が行政委員会による誤った行為 (wrongdoing) に対する隠れみのとして使用されることを決して許さなかつた。もし行政委員会が裁判所による何らの抑制なしにその管轄権を自由に逸脱(1)すれば法の支配は死滅するであろう。従つて移送令状を取り去るとさう明白な文言にもかかわらず、もし行政委員会のある構成員が行動する資格がない場合には移送令状は依然として発せられると考えられたのである。(R. v. Cheltenham Comrs. (1841) この事件で Lord Denman C.J. は『正義が執行されるのを見届ける我々の権利と義務に制定法は作用しない』と述べた。) 従つてまた、もし行政委員会が管轄権を逸脱した場合 (Ex P. Bradlaugh, 1878) もか、その決定が詐欺により達成された場合 (R. v. Gilliard, 1848) には裁判所は依然として移送令状を与えるであろう(2)」といふことであつた。ここにはいかに国会の意思が明白である場合でも裁判所は無条件にその除外条項の効力を認めるのではなく、不正義が発生していると認定する場合には国会の禁止にもかかわらず行政委員会の決定に介入し、もつて正義の達成を期すという司法部の姿勢を読みとることががあるのである。言いかえれば「法律を厳格に適用するとその結果不正義に至ることになるなら、法律のおびているこの欠陥を救済するのは判事の任務である」とする Coke の伝統の生きている証拠とも読みとれるのである。

以上 Denning 判事は国会意思が明白である場合に於ても司法部はその監督管轄権の行使を即座に放棄しなかつたということを主に十九世紀の判例を引用し立証したのであるが、ではこの態度は今世紀に継承されていないのである

うか。一九五六年スミス判決多数意見をみる限りは、答は否定的にならざるをえないが、他方に Lord Reid に代表された少数意見の存在と、その後の finality clause に対する司法部の一貫した姿勢の存在を知った今となつては別の答をも期待であるのではなかろうか。ここに至つて今世紀の画期的判決と評されてゐる Anisminic Case を分析する時に来て いると思う。なぜならこの事件こそは明白なる議会意思の下で持ち上つた別の事件であつたからである。

Anisminic 事件においては一九五〇年の Foreign Compensation Act 中の除外条項の効力が問題となつた。この条項はスミス事件において争点となつた一九四六年の Acquisition of Land Act 中の除外条項とその表現形態において類似性をもつていた。それは「此法の下で Commission に對しなやれた申請についての決定はいすれの裁判所においても審理⁽²¹⁾されぬでない」ところものであつた。これはいかなることを意味するのか。立法意思是この法文より明白に表明されていると言いうるのか。一九五六年スミス判決多数意見はこのような表現は明白であつて、それは行政委員会の決定をめぐる争いを審理する管轄権を裁判所から剥奪するといふ意思を十分に表明しているとしたのであつた。従つて類似した表現をもつ今回もスミス判決の論理を先例とするなら、同じように立法者意思は明白であるとすべきであろう。それのみならず本件においては実は別の角度から立法意思の明白性を立証しらるのである。それは一九五八年の the Tribunals and Inquiries Act の規定からして可能になつてしまふ。

一九五七年いわゆる Franks Committee が Administrative Tribunals and Inquiries に関する報告書を議会に提出しその中で、大権命令を排除するよつた規定の制定を禁止するのを勧告した。⁽²²⁾この勧告を受け入れた議会は翌一九五八年前述の法律を通しその十一節において「本法の施行前に通された法律中にある、命令又は決定はいかなる裁判所においても審理⁽²³⁾されねばならない」という条項や、類似の表現によつて the High Court のもつてゐる権限のい

ずれかを排除してゐる条項は、移送命令による the High Court への訴訟の移送を妨げたり、職務執行命令を発する the High Court の権限を妨げるような効力をもたないものとする。」と規定したのである。これにより一九五八年以前の法律で剝奪されていた移送命令、職務執行命令を通しての監督権を the High Court に返したことになったわけである。即ち議会意思の変更があつたわけである。ところがこの法律には右の十一條の適用除外例⁽²⁾が同時に規定されていた。すなわちある特定の行政決定に対する適用しないことになつていたのである。實にその例外規定の中に本件に関係してくる一九五〇年法に基づいて設置される the Foreign Compensation Commission の決定が含まれていたのであつた。即ち、the Foreign Compensation Commission の決定に対する司法審査の道を依然として閉じたまゝにしておこうとしたのである。このように一九五八年法に右委員会決定を特に例外とする旨を明記したが故に、一九五〇年法制定時の国会の意思が再確認されたことになり、除外条項に対する議会の意⁽³⁾思は右の Commission の決定についてのすべての訴訟を防止するにあつたといふことがより明白になるわけである。⁽²⁾ これほど議会意思が明白な中で、それでもなお裁判所は行政委員会の決定に介入する論理を展開であるであらうか。次章において司法部の態度を分析してみたい。

- (1) Lord Morton (1956) 1 All E. R. 863.
- (2) National Insurance (Industrial Injuries) Act, 1946, s. 36 (3)
- (3) Re Gilmore's Application (1957) 1 All E. R. 796.
- (4) ibid., p. 801.
- (5) R. v. Plowright (1688), 3 Mod. Rep. 94 cited in (1957) 1 All E. R. 801. "if any question shall arise about the taking of any distress, the same shall be heard and finally determined by one or more justices" 16 Car.

2c. 3 条項は依然と評論。

(6) R. v. Morley, R. v. Osborne, R. v. Reeve, R. v. Norris (1760) 2 Burr. 1040. cited in (1957) 1 All E. R. 801.
「*the Conventicle Act (22 Car. 2 c. 1)* は “no other court whatsoever shall intermeddle with any cause or causes of appeal upon this Act: but they shall be finally determined in the quarter sessions only.” と規定するに當る。

(7) R. v. Jenks (1800) 8 Term Rep. 542. cited in (1957) 1 All E. R. 802.

(8) R. v. Cashiobury Hundred JJ. (1823) 3 Dow. & Ry. K. B. 35. cited in (1957) 1 All E. R. 802.

(9) *NJ案* Foster's Case (1614) 11 Co. Rep. 56 (b) at p. 64 (b), Smith's Case (1670) 1 Mod. Rep. 44, Greenville v. College of Physicians (1700) 12 Mod. Rep. 386. 要するに上記の如くである。

(10) The Summary Jurisdiction Act, 1848, the Indictable Offences Act, 1848, the Justices Protection Act, 1848 によつて (1957) 1 All E. R. 802. 要する。

(11) R. v. Nat Bell Liquors, Ltd. (1922) 2 A. C. 159. cited in (1957) 1 All E. R. 802.

(12) Taylor v. National Assistance Board (1957) 1 All E. R. 185. cited in (1957) 1 All E. R. 802.

(13) (1957) 1 All E. R. 802.

(14) 「私せうべた種類の行政委員会は必ず法律問題についての最終的裁断権を有するが、これが公權に反する時は、やむを得ず国会は行政委員会を以て法律問題の最終的決定者とするには可能である。しかしながら、これは立法部の意図では、単に行政委員会の決定は最終であるとして規定しても十分に表明されることはできない。このことは先例からして明らかである。」 (1957) 1 All E. R. 803.

(15) 「記録の表面に表われてゐる法的謬りや理由の行政委員会の決定を取消すか、或は移送命令による救済を時折看過せただけでは、やむを得ず確立されざる。 (参照 Walsall Overseers v. London & North Western Ry. Co. (1878), 4 App. Cas. 30, R. v. Northumberland Compensation Appeal Tribunal, Ex P. Shaw (1951) 1 All E. R. 268, (1952) 1 All E. R. 122.) これは重要な管轄権である。もつて置ふると国会は、ある場合に裁判所からの監督管轄権を奪て取る権限をもつてゐるが、国会は明白な文語によりてのそれがたゞらに「ドームの下にある」もつて最終的かつたまでは裁判

所の管轄権を排除するに十分である。¹⁹ ibid., pp. 804-805.

- (16) Pyx Granite Co., Ltd. v. Minister of Housing and Local Government and others. (1959) 3 All E. R. 6, 17.
(17) Lord Denman C. J. in R. v. Cheltenham Comrs. (1841) 1 Q. B. 474. quoted in (1957) 1 All E. R. 803.
(18) Lord Denning in (1957) 1 All E. R. 803.
(19) Re Gilmore's Application, (1957) 1 All E. R. 803.
(20) G. R. Elton, *The Tudor Constitution*, (Cambridge, 1968) p. 234.
(21) "The determination by the Commission of any applications made to them under this Act shall not be called in question in any court of law.", section 4 (4) of the Act of 1950, "an order shall not ... be questioned in any legal proceedings whatsoever", Acquisition of Land (Authorisation Procedure) Act, 1946, First schedule, para. 16.
(22) Report of the Committee on Administrative Tribunals and Enquiries, 1957 Comnd. 218.
(23) J. F. Garner, *Administrative Law* (Butterworth 3rd ed., 1970) p. 148.
(24) H. W. R. Wade "Constitutional and administrative aspects of the Anisminic case" *The Law Quarterly Review*, vol. 85. (1969) p. 199.

六 除外条項無効論 (N ②11) ——管轄権の逸脱——

()

一九六六年七月の the Queen's Bench Division の判断から見て、一九六八年十一月の the House of

Lords の最後的判断に至るまでの長きに渡つて司法部の見解が問われつづけたアニスミニック事件の直接の発端は一九五九年、英國政府とアラブ共和国政府との間に締結された条約に起因する。これは一九五六六年十月のいわゆるスエズ動乱を機にしてエジプト政府が没収した英國人財産の返還と補償に関するものであつた。この条約により一部財産は返還されたが、返還されないものについてはアラブ政府は英國政府に二七五〇万ポンドを支払うことになった。そしてこの返還されない財産は条約の付属書類Eの中に列挙されていた。その中に本件原告のものが含まれていたのである。

外国で没収又は破壊された英國々民の財産に対する補償金が外國政府より支払われた場合には、その補償金に対する請求を裁決する機関として一九五〇年法 (the Foreign Compensation Act) は一つの行政委員会 (the Foreign Compensation Commission) を設置していた。従つて本件におけるエジプト政府からの補償金に対する請求もこの委員会が裁決する事項であった。そこで条約締結後一九五九年四月、この補償金に関する最初の枢密院令 (Order in Council) が作成された。これは一九六一年に改正されたので本件で関係してくるのはこの後者の枢密院令である。

原告は一九五九年九月十五日、右委員会に申請書を提出した。申請内容は没収された財産に対する補償請求であつたが、原告はその被没収財産について非常に複雑な特殊事情をもつていたのである。そしてこの特殊な背景が後々まで事件の争点に關係してくるのである。その事情とは、英ア条約締結十五ヶ月前の一九五七年十一月、複雑な経緯を経た後、いわゆる十一月契約と呼ばれるものに基き原告は自己がエジプトにもつていた鉱山業務全てを五〇万ポンドでエジプト政府の一部門T・E・D・O (經濟發展機構) に売却してしまつたことであつた。⁽³⁾

没収財産に対する補償請求に関して一九六二年枢密院令が定めている本件関係事項は次の点である。「(第三章第四条第(1)項) 委員会はもし申請人が以下の事項について当委員会を納得させるなら本命令の本条項により請求は確立

されたものとしてとり扱うべし。

(a) 申請人の申請は付属書類Eの中に列挙されているところのエジプトにある財産に関すること。

(b) その財産が付属書類Eの(1)(a)節又は(2)節に列記されているものである場合には

(i) 申請人は(1)(a)節又は場合によつては(2)節中で財産の所有者又はその所有者の繼承人として言及されている人であること。

(ii) 上述の者として言及されている者、並に一九五九年二月二十八日以前にこの所有者の繼承人となつた者は、一九五六年十月三十一日と一九五九年二月二十八日に英國々民であつたこと⁽⁴⁾すなわち枢密院令は(a)並びに(b)(i)、(b)(ii)の三条件を申請人が満たした場合には行政委員会はその補償請求を認めるべしと命令していたのである。

前述した原告の特殊事情を知つた上で、右の条文の下で聴問審理の後一九六三年五月八日委員会決定が下された。それは原告は前記の枢密院令第三章四条所定の要件を満していないという理由でその請求を却下するものであつた。その却下理由の論理は①原告は自己の財産をT・E・D・Oへ売却した。②T・E・D・Oは英國々民でない。③しかしT・E・D・Oは原告の財産繼承人である。④故に四条(b)(ii)の要件を満たしていない。というものであつた。⁽⁵⁾

この決定を不服とした原告は右決定の無効なることを主張して the High Court へ決定の無効確認を求める訴を提起した。ところが右行政委員会を設置している一九五〇年法 (the Foreign Compensation Act) 四条四項は「本法に基づいてなされる申請についての委員会決定に関してはいかなる裁判所においても問題とされてはならない」と定めていた。いわゆる司法審査除外条項が存在していたのであり、かつ前章の終りでふれたごくこの条項に盛り込まれた立法者の司法審査排除の意思はすこぶる明白なものであつたのである。裁判所はこのような条文が存在する上

は今回は全くこの問題を審査することは不可能なのか。それとも、依然として行政委員会の決定を審査しもつて決定の有効無効を宣告できるのか。これが本件の中心的争点であつた。

the Queen's Bench Division は原告の主張を認め委員会決定無効を確認する判決を下した。その意見の論理構成を要約すると①一九五〇年法四条四項の除外条項は、決定が存在する場合にはそれに対し裁判所が異論を唱えることを禁止しているがはたして決定と呼びうるものが実際に存在したかどうかという点の審査権を奪うものではない。②除外条項は、管轄権なしであるいは管轄権を逸脱して下される無効の決定に介入する裁判所の監督管轄権を排除するものでない。③委員会決定は一九六一年枢密院令の解釈を誤った結果下された。⁽⁶⁾ ④右法解釈の誤りは管轄権逸脱行為を委員会にやせるに至つた。⑤管轄権逸脱の結果下された決定は無効である。というものであった。これに対し the Court of Appeal は本件では管轄権逸脱の問題は生じていない。従つて第一審が誤りと認定したものは管轄権内の誤りであるから裁判所は除外条項の下では介入できないと判断しもつて一審判決を覆した。⁽⁷⁾

(1) the Foreign Compensation (Egypt) (Determination and Registration of Claims) Order 1959, S. I. 1959 No. 625.
S. I. 1962 No. 2187.

(2) (3) 原告のもつていた特殊事情は以下のような事実経過の後、生じたものであった。

原告は一九一三年設立の英國系会社で設立時から一九五六年十月三十日までエジプト政府より与えられた鉱業権(mining leases or concessions)に基き Sinai 半島にてマンガン鉱採掘の業務を遂行していた。原告の主張によると一九五六年十月三十日の時点までは Sinai 半島に有していた財産は約四五〇万ポンドに相当する価値を有するものであった。当時、原告の商号は Sinai 鉱山株式会社 (the Sinai Mining Co. Ltd.) であった。

一九五六年十月三十一日ヌフズ動乱が勃発するとエジプト政府は翌日十一月一日に布告 (Proclamation No. 5 of 1956) を発し、それに基づいて原告の企業を没収しエジプト政府の管理下においていた。財産没収後、この地点はイスラム軍に占領

され破壊された結果、原告財産は五〇万ポンド相当の損害をうけた。

一九五七年四月イスラエル軍が撤兵すると四月二十九日、エジプト政府は命令 (Decree No. 387 of 1957) を発し、それにより英國々民等の財産の管理総官 (the Castodian General) とその没収財産を売却する権限を与えた。同日、四月二十九日没収財産管理総官と経済局長官 (the chairman of the Economic Board) との間に売買契約が締結され、その契約により原告財産は前者より後者へ売り渡された。これは本件で四月契約 (April Agreement) と呼ばれていた事件であり、付記しておかねばならない点は経済局長官は当時設立過程にあった新会社シナイマンガン鉱会社 (Sinai Manganese Company S. A. E.) の代表でもあったという点と経済局は後に出てくる経済発展機構 (the Economic Development Organization) も同一のエジプト政府の一部門であった点であり、かつ原告はこの契約の当事者となつてゐない点である。

一九五七年七月九日、原告は代理店を通して次のようない回状を以前の取引先に送った。それはシナイ半島において自己が業を営んでいた地域から産出された鉱石を含んだ契約は原告の法的権利を犯すものとみなす。そして財産と権利とを守るために必要と考えられるあらゆる手段を法廷においてとるであろうという内容を含んでいた。

一九五七年九月エジプト政府商工大臣は以前原告に与えていた十六の鉱業権を、原告会社の財産が清算され、その資産が一九五七年四月二十九日に経済局に売り渡された日から取り消すという命令を発した。

一九五七年九月二十八日、エジプト系会社シナイマンガン会社は原告並びにその代理店に対し七月九日付回状について不服を申立てる令状を発した。その令状の内容は①エジプト政府は原告に与えていた全ての鉱業権を取り消し自己の会社を含むエジプト系会社にシナイ半島において鉱石発掘の業を遂行する権限を与えた。②新設立のシナイマンガン鉱会社は原告に属していた全資産を没収総官から購入し、一九五七年四月二十九日から、以前原告により行われていた鉱石採掘業を行う権利を獲得した。というものであった。(但しこの令状は次に述べる十一月契約の結果、翌一九五八年二月五日にとり下がられた。)

一九五七年十月原告側はエジプト政府筋と交渉を開始することを決定した。一九五七年十一月二十三日、原告、シナイマンガン鉱会社、T・E・D・O、没収総官の四者間で協約が成立し、それにより原告はエジプトで行っていた業務全てを五〇万ポンドで経済発展機構 (T・E・D・O) へ売り渡すことに同意した。これが本件で十一月契約 (November Agreement) と呼ばれる事件である。ここで付記すべきことは当契約の当事者は原告を除き他は全て四月契約の当事者である点

この契約には原告の売り渡した資産の中には原告がエジプト政府以外の政府に対し有してゐる請求権を含めないと改めたし書が入っていた点である。この契約の結果、原告は自らの商号をアーバン・ラック株式会社 (Anisminic Ltd.) と改めた。そしてこの契約締結時には英國とアラブ共和国との間で前述条約に至る交渉が進んでいたのである。以上の事実經過については Lord Morris 判事の判決中に最も詳細に述べられてゐる。(1969) 1 All E. R. pp. 217-218.

ibid., p. 214.

(5) (4)

ibid., p. 220.

(6) 第一審 (the Queen's Bench Division) 判決 Mr. Justice Brown 謂程。(アーヴィング判事の明解な分析に基く第一審

判決は the Court of Appeal で覆えられるが後に the House of Lords や支持されるため非常に重要なものである。拘らず残念ながら、これがた段階で判例集に採録されなかつたため今迄の全文を判例集の中に見いださぬ。しかし幸にもオックスフォード大学のウェイド教授 (H. W. R. Wade) の芳きよつやの判決の大要を読むこと出来るに至つた。参照 “Mr. Justice Brown's Judgement in the Anisminic Case” Cambridge Law Journal Vol. 27 (2) Nov. 1969. pp. 230-250)

アーヴィング判事は裁判所の監督権行使を排除するに付田的としている前記条文のやうなわざと除外条項(Ouster Clause)の法的效果に判断を下すに際し以下のような分析を展開する。彼はまた High Court が行政委員会に対する監督権を行使する場合を四つに分類しその各場合について除外条項の効力は異つてゐるかと張る。(Wade, op. cit., p. 237.)

第一の事例は行政委員会が取調べを開始する管轄権を全く持つてゐない場合である。このやうな事例においてはされた決定は無効である。従つて通常の移送令状禁止条項 (No certiorari clause) は High Court の管轄権を排除しない。なぜならやうやくあれた決定は全然決定でなかつたからである。例によつて五つの判例 Andrews v. Mitchell (1905) A. C. 78, Wayman v. Perseverance Lodge of the Cambridgeshire Order of United Brethren Friendly Society (1917) 1 K. B. 677, R. v. Hurst (1960) 2 Q. B. 133, R. v. Gosse (1860) 1 E. & E. 277, R. v. Shoreditch Assessment Committee, ex p. Morgan (1910) 2 K. B. 859. を引用してみよう。(Wade, ibid., pp. 237-8)

第一の事例は行政委員会が取調べを開始する管轄権をもつたが最終的に管轄権をもつた命令を下す場合である。このやうな事例の場合やうやくあれた命令は無効である。従つて通常の除外条項は High Court の管轄権を排除しない。

た。これが属する例として Ex p. Bradlaugh (1878) 3 Q. B. D. 509, Singapore Case (1937) A. C. 898, Seereelall Jhuggroo v. Central Arbitration and Control Board (1953) A. C. 151, R. v. Fulham, Hammersmith & Kensington Rent Tribunal (1953) 2 Q. B. 147, Board of Trustees of the Maradana Mosque v. Badi-Ud-Din Mahmud (1967) 1 A. C. 13. を引用しておこう。(Wade, ibid., pp. 238-241)

第三の事例は行政委員会はその管轄権内において事実又は法律上の誤りを犯した場合である。この種の誤りが存在する場合、行政委員会の決定は無効ではない。但し法の誤りが存しそれが記録上に表わされてゐるなら移送令状により取消されるとする。(Wade, ibid., p. 241) (故に取り消されない限り無効ではないとするところである) ブラウン判事はこの第三の事例の場合には除外条項は効力をもつてゐるのである。即ち除外条項は裁判所が管轄権内における誤りを審査する権限を排除するものである。従って本件における一九五〇年法四条四項も同様の効力をもつと判断するのである。(ibid., p. 245) (Northumberland Case (1952) 1 K. B. 338. を管轄権内における誤りの例として引用している) 但しこの事件では本件のやうな除外条項は問題となつてゐない。

第四の事例は行政委員会が公平を失つた (guilty of bias) 場合、誠実に行動しなかつた (acting in bad faith) 場合、自然的正義の原則 (the principles of natural justice) を無視した場合である。ただしの種の行為の結果にされた決定は取り消されるまで無効ではなく効力をもつとしているだけでの場合における除外条項の効力についてははつきり述べてゐる (ibid., p. 246)。そしてこの種の理由は本件ではあくまで上っていないがもしもち上るとすれば一九五六年のスミス判決によると本件においては四条四項の存在が裁判所の審査を禁止すると考えるべきである (ibid., p. 246)。しながらもついでスミス判決を検討した結果、同判決は行政決定に関するもので司法判断に関するものでなかつたから本件を直接拘束しないと判定している。(ibid., p. 247)

以上ブラウン判事は裁判所が行政委員会の決定を監督権の行使により審査する場合を四つに分類しその各々の場合において除外条項がいかなる効力をもつかを述べたわけである。次に彼は本件は右にあげたどれに属するかの判断について、すばり第四例には属さないといふ判定をしてるので次のやうな三つの設問を立てるのである。

①行政委員会裁定の記録上になんらかの法的誤りが存在してゐるか。②もし法的誤りがあるとすればそれは前述の第一例、第二例に属す性質をもつてゐるか。それとも単に第三例に属する誤りであるか。③もしもこの誤りが第一例又は第一

例に属する誤りであるとすればそれでも一九五〇年法四条四項は High Court の管轄権を奪うのか。

第一の設問に答えるために委員会決定の理由づけははたして正しかったかを吟味する。委員会は原告の申請を却下するに際して次の四つの理由を挙げていた。(a)申請人がたとえ原所有者 (original owner) として請求する場合でも彼は自分自身のみならず一九五九年二月二十八日以前に自己の財産継承人 (successor in title) となつた者も同様に一九五六六年十月三十一日と一九五九年二月二十八日に英國々民であつたことを立証しなければならない。(b)財産継承人とはエジプト政府又はアラブ共和国政府に対する請求権の継承者 (successor in title to a claim) を意味している。(c)経済発展機構 (T.E.D.O.) は勿論、英國々民でなかつたが一九五七年の十一月契約による譲渡 (assignment) によりエジプト政府に対し原告がもつていた請求権の継承人となつた。(d)一九五九年二月二十八日の政府間協約の直前に申請人がアラブ共和国政府に對し請求権をもつていたということを立証できない限り枢密院令四条又は六条に基く請求を確立することはできない。当該原告は一九五七年の契約の故にこのような請求権をもつていなかつた。(ibid., p. 248)

これらの理由づけは正しいかを判定するための一九六二年枢密院令の関係条項の解釈について考察した結果次の二つの見解に到達する。(i)申請人が財産の現所有者である場合には財産継承人についての問題は無関係であるからそのような問題はもち上りえない。(ii)一九五九年二月二十八日の政府間協約の直前に申請人がアラブ共和国政府に対し請求権をもつていたといふことを申請人に証明するよう求めるることは枢密院令中に存在していないということであった(ibid., p. 249)。即ち委員会決定の根拠となつた前述(a)(b)(c)(d)四点の枢密院令解釈は誤りであるという結論であった。従つて第一の設問に対する答は設問を肯定するものであつた。

次に第二、第三の設問に対し以下のように述べるのである。

「委員会の決定は財産継承人という点とアラブ共和国に対する請求という点の二点に関し誤りを犯しているという私の判断が正しいとすれば一九五〇年法四条四項は私の見解に効力を与えるような宣告をする私の管轄権を奪うだらうか。非常にちゅうちょした後にではあるが、私は四条四項は私の管轄権を奪わないという結論に達した。一九六一年枢密院令は『もし申請人が条項中に特記されていることがらについて委員会を納得させるなら、委員会は請求を確立されたものとして取り扱うべし』と定めている。すなわち委員会は命令中に特記されていることがらについて納得がいく場合には委員会はその請求を確立されたものとして扱う義務があるのである。委員会は四条の下においては(同条一項の(a)(b)がその正しい解釈に立つ

た場合) 委員会に考察することを求めていること以外の問題について考える管轄権をもつていなし、そして(a)(b)が定めていることがらについて納得したなら委員会はその請求を確立されたものとして扱う制定法上の義務を負うてゐるのであり、それ以外のことをする管轄権をもつていないのであると私は判断する。……この判断からして、つづいて、もしも委員会が四条一項、(a)(b)の解釈を誤るなら、(すなわちその正しい解釈に立てば請求が確立されるに先立つて考察されるよう求められていないこと)がらについて、考えるよう委員会に求めているというふうに、(a)(b)を解釈するなら) 委員会は管轄権なしにあるいは管轄権を逸脱して行動していると私は判断する。このことは私は委員会が二点に関して行つたことであると思う。即ち一つは四条一項(b)(i)(ii)の解釈を誤ることにより『財産継承者』の点に関して行つたことと、二つ目は四条一項中の『請求』という語の解釈を誤ることによりあるいは請求の確立のために、命令中に見い出されないとこらの先行条件をつけ加えることにより『アラブ共和国に対する請求』という点に関してなしたことである」(ibid., p. 249) の引用からも明らかなるようにブラウン判事は委員会は法解釈の誤りを犯した結果、管轄権逸脱の行為をしたと判断し、もつて設問の一に対しても本件は第二類に属する事件であるとするのである。(ibid., p. 250)

本件を第二類に属する事例と判断したのであるから第三の設問に対する答はそこよりおのずから引き出される。判事自身の言葉を借りるとそれは「管轄権なしにあるいは又管轄権を逸脱して与えられる行政委員会の決定は無効である。そして行政委員会の決定に干渉する High Court の権限を排除する条項は決定が無効の時には High Court の管轄権を排除しない。一九五〇年法の四条四項は決定に異論を唱える(to question a determination) High Court の管轄権を排除している。がしかし本条項は、一体実際に決定といふものが存在したのかどうかを問う High Court の管轄権を排除するものではない」(ibid., p. 250) むらうことであった。

(7) the Court of Appeal の審査 —Diplock 審査の論理—

一九六七年三月二十一日 the Court of Appeal の判断が下された。それはブラウン判決を覆すものであった。以下その理由を要約してみたい。

Diplock 判事は行政委員会がその管轄権行使するに際しては四つの条件を遵守しなければならないといふ ((1968)2 Q. B. pp. 890-891)。その①は、管轄権行使する者(即ち委員会の構成員)は法律中に定められている資格を有していなければならぬ。この場合、制定法中に明文(又は必然的默示)規定により別のじとく定められていない限り、その条件の一

つに「偏見の不在」(absence of bias) が入るとどうよう議会の意思は推定される、ということである。その②は、決定を下すに先立ち取調べがなされねばならない。取調べの性格、取調べに先行する条件、取調べにおいて採られる手続は制定法中に明文で定められるかもしない。この場合、取調べは自然的正義の原則に従ってなされるべしということが、明文による反対の定めがない限り、議会の意思であると推定される、ということである。その③は、決定が下される事件は制定法中に規定されている種類の事件でなければならぬ、ということであり、その④は、決定は事件中に、制定法で定められている状況 (situation) (この語は彼の定義では事実とその事実の法的結果との両方を示すことはある。ibid., pp. 889-890) が存在しているか否かを述べていなければならない、ということであった。そしてこれらの四条件のうちのいずれかが守られない場合には行政委員会の裁定は制定法により付与されている権限内における決定ではない、従ってそれに対し効力は与えられないと主張する (ibid., p. 891)。即ちこの四条件のどれかを欠いた決定は管轄権外の決定となり無効となるのである。

次に彼は管轄権逸脱の結果をもたらす誤り (error going to the jurisdiction) と管轄権内における誤り (error within jurisdiction) との相違について以下のように述べる。まず前者について「決定を下す権限を与えられた者は調査を開始し、調査を進め、そして決定を下すためには必ず前述した四つの条件の各々が守られているかどうかに関する意見をもたらさなければならぬ。もしこの意見がある人（四つの条件が遵守されているか否かに関するこの人の意見に対しても政府の行政部門により効力が与えられるような人）の見解では間違いであるならばその誤りは行政委員会の管轄権逸脱の結果をもたらす誤りである。そしてもくろまれた決定は無効である。これは A の意見の代りに B の意見をとる（この場合には B の意見に対し効力が与えられるが A の意見も意見の取り替えさえ起きなければ効力を与えられていたであろう）のではない。これは行政部門により効力が与えられる意見についての最初の陳述なのである。」 (ibid., p. 891)。即ち、前述の四条件を守っているかどうかについて行政委員会がする判断は法的効果をもつものではなく、審査権限をもつものの審査をうけた結果である。その判定がはじめて法的効力をもつものである。言いかえれば四条件についての最終的決定権を行政委員会はもっていないということである。従つて審査の結果、行政委員会のこれについての判断が誤りと認定された場合にはその誤りは管轄権逸脱の理由となる誤りであるということである。これが管轄権逸脱の結果を招来さず誤りの特質である。次に後者について、彼は、この四条件全てが守られた上でなされた A の決定が B の意見では誤りであるとされ、その B の意見に対し法的効力が

与えられる場合、そこで誤りとされたものは管轄権内の誤りであるとする (ibid., p. 891)。すなわち、この場合には意見のとり替えが起るのである。

High Court はこの二つの種類の誤りをいずれも正す権限をもつてゐる (ibid., p. 892) ことを認めた上でいわゆる除外条項の効力について「一九五〇年法四条四項は管轄権内の誤り（たとえその誤りが記録上有る法的誤りであるとしても）を理由として委員会の決定を正す管轄権を High Court から奪つてはならないことは本訴訟における共通の理解である」(ibid., p. 894) と述べる。即ち管轄権内の誤りに対しては四条四項の効力はあり從つて裁判所は介入でないということである。

以上、表現形式は異なるが第一審判決とはほぼ同じ立場をとった後、この前提理論を本件に適用した結果、まず前述の四条件は皆満たされてゐると判定 (ibid., p. 896)。従つて本件では管轄権逸脱の問題は生じていないとしたのである。そして第一審判決が誤りと認定してしまふのは管轄権内の誤りであるとして、例えば『財産繼承人』というような「法律問題に答える」とは申請書の中でもなされていける請求が確立されるか否かを決定する管轄権に必然的に付随することがらである。High Court はこれらの法の問題に対して委員会の代わりに自分自身の意見で、請求が確立されるかどうかに關し異つた決定を下す管轄権をもつてゐること。たゞ High Court が委員会の意見は誤りであると考えたとしてもその誤りは管轄権内の誤りである (ibid., p. 901) と述べてゐる。そしてこれに対する先例としては、ブラウン判事がその判決の根拠として引用したものを見出 (ibid., pp. 907-908) した後、同判事が考察してしまつた二つの先例 (R. v. Minister of Health (1939) 1 K. B. 232. (1938) 4 A. E. R. 32., Davies Case (1958) 1 All E. R. 671.) を引用し ((1968) 2 Q. B. 909.) もつて「行政委員会による法解釈の誤りは管轄権内の誤りでありそれはたゞ High Court がその解釈に同意しならしくしても High Court とより正確である」 ((1968) 2 Q. B. 909.) とする意見の先例的根拠としている。以上の論点により第一審判決をくつがえし委員会側の主張を認めたのである。

ほほ同じような一般原則を認めつてもその結論において一審と二審とでは真反対のものになつたのなぜか。それは両者の管轄権概念の相違に起因してゐたとみなすことができる。ここに至つての二つの対立は House of Lords は司法部との結論を下さねばならなくなつたわけである。

Sellers 判事と Russel 判事が Diplock 判事に対する賛成意見を述べてゐる。Sellers 意見の中で興味深い点は管轄権の

概念についてふれている箇所である。彼は「管轄権の問題は取調べを始めるに当り決定されるのであって取調べを終るに当つて決められるのではない。管轄権に関して吟味されるべきことは委員会が調べにとりかかり決定を下す権限をもつてゐるかどうかということであつて委員会の決定が事実関係について又は法的に正しかつたがあるいは誤つっていたのかということではない。」と述べた後この見解を支持するものとして一八四一年の Lord Denman C. J. の意見「管轄権の問題は被疑事実 (charge) の真実性又は虚偽性に依存しているのではなくて、その被疑事実の性質に依存しているのである。管轄権の問題は取調べの初めに決定されるのであって終りにではない。従つて受けとられるべき宣誓口述書は前者の段階で表われているこゝに向けられねばならないのであって、取調べの過程で明らかにされる事実に対してではない。」(Reg. v. Bolton (1841) 1 Q. B. 66, 74.) を引用している。(ibid., p. 884)

また Diplock 判事が列挙した行政委員会の管轄権行使が制限をうける四つの点について同意した後これらの四条件のどちらも本件において犯されていないとしている。即ち「委員会は適切に構成されていた。委員会は制定法の求めに従いかつ司法的態度で取調べを行つた。原告の請求は委員会が決定する権限をもつてゐる問題に關係していた。委員会は結論に達しその請求について決定を下した。即ち委員会はその裁決に先行するいかなる条件に關してもしくじつてはいなかつた。」(ibid., p. 884)

結論として彼は本件においては枢密院令を解釈することは委員会のみに負わされたことであり、従つてブラウン判事が委員会がその解釈結果において正しかつたか誤つていたかを考察する管轄権をもつてゐるとは思はない。又當法廷もそれをもつていないと述べ委員会側の主張を認めている。(ibid., pp. 885-886)

(二)

一九六八年十二月十七日、一九五〇年法除外条項の効力に関する司法部の最終的判断として the House of Lords の見解が下された。⁽¹⁾除外条項の効力に関する原則的見解の対立は四対一に分れ、本件に関する判断は三対一に分れた結果、原告の言い分が認められ委員会の一九六三年決定は無効と判断された。以下本稿の主題である除外条項の効力

に対する見解を中心にその論理を分析してみることにする。

多数意見は特に Lord Reid と Lord Pearce の意見を中心とし、それに賛成の意を表している Lord Wilberforce の見解において大胆な論理を開拓するのに対し、少数意見は Lord Morris の明快にして精致な論理構成により代表されてくる。したがて Lord Reid の意見に視点をおくこととする。

Lord Reid はおやいわゆる十一月契約の効力⁽³⁾、英ア条約⁽⁴⁾についての自己の見解並びに除外条項についての両当事者の対立点を明らかにした上で、裁判所が介入審査行為をすること自体が除外条項により禁止されているのかどうかにつき彼は平明な例を引きながら次のように述べるのである。

「ある制定法が、ある命令は特定の資格又は任務をもつてている人により制定されてよいと定めているとする。そしてそれは、このような人により制定された命令はいかなる裁判所においても問題とされなければならないという四条四項類似の条項を含んでいたとする。この命令に不満をいだいている者がこの命令は偽造物であると、又はこの命令を作った人は規定の資格又は任務をおびていないと主張するとする。そのときこのような条項は裁判所にこの命令を有効な命令として取り扱うことを要求しているだろうか⁽⁶⁾」と述べるのである。即ち除外条項の無条件絶対適用論のもつ論理的欠陥をいつも平明かつ常識的な例を上げることにより指摘し、もつて除外条項といえども無条件に従うべき性質のものでないことを暗示するのである。統いて除外条項の解釈姿勢について次のように主張する。「裁判所の通常管轄権を除外している条項は厳格に解釈されなければならない。即ち、このような条項が合理的な二つの意味に解釈されうるような場合には、裁判所の通常の管轄権を保持する意味の方が採用されるべきだということは充分に確立されている原則であると思う⁽⁷⁾」と。即ち、ここには司法部の権限を制約する条項は厳格に解釈されもつて司法権の縮少を

極力さけるという基本的立場が明確に出ているのである。

Lord Reid は除外条項の効力を検討するに際して行政委員会の「決定」を有効な場合と無効な場合とに分類し、その各々の場合における除外条項の効力について考察を下すのである。彼の主張は有効な決定に対してものみ除外条項の効力はあり無効な決定の場合には除外条項の効力はなしとするものである。その理由として彼は除外条項の表現の不明瞭性を指摘している。すなわち裁判所が介入してはいけないとされている行政委員会の決定中に無効の決定をも抱摶さすということが議会の意思であるとすれば、本件の争点となつていて除外条項の表現では不十分であると主張するのである。曰く「裁判所の通常管轄権を制限しようとする制定法条項は古くから存在している。そのような条項はいかなる表現形式をとろうともそれが無効なものでも容認していると考えられた事例は一つとしてないのである。もしも法案起草者あるいは議会が制定法を作る際に新しい種類の除外条項を附加して、それによつてその制定法に依拠して作られた法規が制定法で規定された通りに作成されたものかどうかを調べることすら禁止しようとしたのであれば、『決定はいかなる裁判所においても問題としてはならない』というだけの単調な表現よりもつと特定した表現を使用していたであろう。このような条項がすべての有効な決定を保護していることは疑いの余地はない。しかし私は外見は決定であつてもその実全く決定とはいえないものまで全て『決定』という文言の中に含むものとして解釈することは必要ないし、解釈もできないと思う⁽⁸⁾」と。すなわち決定が無効な場合にはたとえ除外条項があつても裁判所は介入することができるし、従つてその前提として「決定」が有効か無効かを調べる裁判所の管轄権は排除されないと主張するのである。

では行政委員会の決定を調査するに際して裁判所はいかなる基準にもとづいてその有効無効を決定するのであるう

か。Lord Reid は決定が無効となる場合を説明するに先立ち、まず管轄権という文言を「行政委員会が問題となつていることを調べる資格」と定義しながらも「行政委員会は調査を開始する管轄権をもつていたけれども、多くの事例においてそれを行えばその決定が無効となるような事をよく行うことがある」⁽⁹⁾と指摘する。即ち審理開始に際しては管轄権を持つていた行政委員会が審理の過程である要件を満たさなかつたが故に管轄権を逸脱したことになり、結果として決定は無効となる場合が多くあるとするのである。

そして次に審理の過程で満たすべき要件、いいかえればそれを満たさねば決定が無効となるような性格をもつた事項として六つの場合を列挙する。「それは①行政委員会が決定を誠実に下さなかつた場合であり、②またそれは行政委員会が行う権限をもつていない決定をなした場合でもあろう。③それは行政委員会が調査の過程で自然的正義の原則を守らなかつた場合もあるだろう。④それは委員会が非常に誠実に行動しながらも委員会に行動する権限を付与している条項の解釈を誤った結果、自己に付託された問題を取り扱わなかつた場合か、逆に自己に付託されていない問題を決定した場合かもしれない。⑤それは委員会が考慮に入れるよう要求されていることを考慮しなかつた場合かもしれない。⑥あるいは委員会を設置している条項によれば委員会が考慮に入ることのできないことになつていてる事柄に基づいて決定を下した場合でもあろう」⁽¹⁰⁾と。

では有効な決定とはいかなるものなのか。それについて彼は「もしも行政委員会が調査する資格がありそして審理の過程で私が前述したことがらのどれをも犯さなかつたら、その決定はそれが正しかろうと誤つていようと同等に有効である」⁽¹¹⁾と述べる。

以上が Lord Reid の一般理論である。要約するなら、管轄権内で行為し、かつ審理過程で守るべき諸要件（無効

原因としてあげていたもの) を犯さないなら、たとえ決定内容に誤りがあったとしてもそれは管轄権内における誤りであつて決定そのものの効力に影響はないので、除外条項の下では裁判所の介入することではないということであつた。別言すればこの条件が満たされていない限りたとえ除外条項があつても裁判所は介入するということであつた。従つてこの条件が満たされているか否かをまず調べる権限は、その前提として当然裁判所にあるというものであつた。

Lord Reid は右一般原則を本件に適用するに際してまず枢密院令のもつ法的効果について次のように述べる。曰く「この命令は補償金を分配するに際しては政府の裁量により自分達も配分にあずかるかもしれないと思つていた人々に、法律上の権利を付与したのである」⁽¹²⁾と。即ち、原告のもつていた補償に対する期待はこの命令によりはじめ法上の権利になつたという解釈を示したものである。

次に付属書類E中の所有者、財産継承人の意味と各人の請求内容について次のとく解釈する。「付属書類Eはもともと没収中に(没収財産管理者により他に)売却された財産のみを取り扱っていた。従つて付属書類E中で所有者とされている者はその売却行為以前にその財産を所有していた者である。そしてその請求はその財産を没収されたことに対する補償を求める請求である」⁽¹³⁾。では同一条項中に規定されている財産継承人とは何を意味するのか。「この命令が作られる以前の場合は没収中にその財産が売却されてしまつた原所有者は何に対する資格をも持つていないというものであった。即ち彼らはその財産に対する権利を持つていなかつた。なぜならそれは売却されたからである。従つて彼らは補償に対し一切の資格をも持つていなかつたのである。彼らが持つていたものというのは、彼らはいくらかの補償を受けられるかもしれないという希望、期待であった。彼らは全く法的権利をもつていなかつた。『財産

繼承人』が以前申請人に属していた財産に対する権利を取得した人を意味することは不可能であるということは今は衆知のことである。没収官から財産を得た者は概してエジプト人であり、エジプト人は補償を請求する理由をもつていないのである。従つて財産繼承人とはともかくも原所有者を繼承した人で、原所有者がもつていた補償を受けることへの希望、期待を現在もつている人を指していなければならぬのである。わかりやすい例は原所有者が死亡した場合であろう⁽¹⁴⁾。以上、要するに、枢密院令作成前には財産被没収者は補償を受けられるかもしないという期待権を持つていたにすぎず、従つて財産繼承人とはこの期待権を受けついだ者であるということである。そしてこの期待権を法的権利とする為のものが當院令であり、この法的権利を付与するか否かはひとえに英國政府の裁量権であるとするのである。

そして本件のいだいている難点については次のように指摘する。「本件における難点の主要なものは法案起草者が、(i)申請人が原所有者 (original owner) である場合と、(ii)申請人が原所有者の繼承人として請求する場合とでいかなる条件が満されねばならないのかを別々に述べなかつた事実からもち上る。申請人が原所有者である場合には自分が法定の日付に英國々民であつたことを證明しなければならないことは明白である。そして申請人が原所有者の財産繼承人であるとして申請する場合には彼は自分並びに原所有者は（一定の期間内に死亡したり出生したりする者についての条文中にある条項に従うことを条件として）法定の期日に英國々民であつたことを證明しなければならないことは同様に明らかである。不明瞭な点として残されていることは、財産繼承人に関する条項は、申請人が原所有者身である場合の事件において一体適用されるのかどうかということである」⁽¹⁵⁾と。

これに対する委員会の解釈を彼は次のように認定する。曰く「委員会の理由づけを見てみると、申請人が原所有者

自身である時、委員会は原所有者が財産繼承人を持つていたかどうかを調べなければならないとの条項を解釈したことか判明する。従つて委員会は本件においてその調査をなし、そして T・E・D・O⁽¹⁶⁾が上告人の財産繼承人であると考えた。T・E・D・O は英國々民でなかつたので委員会は上告人の請求を拒絶した」と。

この委員会の命令解釈に対し Lord Reid は以下のよう論理構造をもつた意見を展開するのである。「原所有者である申請人は財産繼承人について何もふれる必要がない」ということが、當命令の正しい解釈に立つて言えるならば、委員会は命令が委員会に授權していない調査をなし、そして考慮する権限をもつていない事柄に基づいてその判断を下したということになろう。もし我々が『管轄権』という文言を広い意味に使用するならば委員会はこの事柄を考えるに際して、彼らの管轄権を逸脱したことになろう。この命令解釈に際しての全ての事柄は委員会に付託され、その判断を求めているのであると主張されてきた。しかし私はこの主張を受け入れることはできない。私は命令中にこの主張を支持するものを何も見い出せないのである。同命令は委員会に規定事項が満されているかどうかを調べるよう求めていた。これが委員会がしなければならないことの全てである。委員会は自らの権限の範囲を決定することはできないのである。もちろんもある当事者が行政委員会にその委員会の権限は今行使されているよりももつと広いと申し立てるなら、その時は行政委員会はそれについて判断を下さなければならない。しかしもし行政委員会がその権限の広さに関して誤った結論に達するとすれば裁判所はその誤りを正すことができなければならないのである。その理由は行政委員会が法の誤りを犯したが故ではなくして、彼らが法の誤りを犯した結果、自らの権限について正しく解釈していれば処理する権限のなかつた事項であつたものを取り扱い、かつその事項に基づいて判断を下したが故なのである。もし行政委員会が命令中において彼らの判断を求められていない事項に基づいてその決定を下し

ているとすれば、彼らは権限をもつていなことを行つてゐることになる。そして私が前に述べた見解に従うなら委員会の決定は無効となろう」⁽¹⁷⁾ 「従つて問題はこの命令の正しい解釈に立てば上告人は財産繼承人に関して何ごとかを証明しなければならなかつたのか、それとも証明する必要はなかつたのかということである。もし委員会に上告人は財産繼承人を持つていたかどうかの調査をする資格があつたのであれば、T・E・D・Oが財産繼承人であつたかどうかという彼らの判断はそれが正しかろうと誤りであろうと攻撃できないと私は思う。それは彼らの判断を求めて彼らに付託された事項に関する判断だからである。そこで私が考えねばならない問題は、委員会が誤った判断(wrong decision)をしたかどうかではなくして、彼らが考察する権限をもつていないことがらに立ち入つたかどうかということである⁽¹⁸⁾」と、彼は裁判所が今判断しようとしていることがらは行政委員会の管轄権逸脱行為の存否の確認であつて、管轄権内における決定の正誤についての判断でないということを強調するのである。

では枢密院令上、上告人と財産繼承人との関係はいかなることになつていたのか。その解釈を展開する。「まだ現存している人の財産繼承人といふものがいかにして存在しうるのか私は非常に理解に苦しむ。この条項は原所有者が何に対する資格をもつていなかつた(すなわち彼はいつか何かの形で補償を受けられるかもしれないという望み以外何も持つていなかつた)当命令の作成前の時期を取り扱つてゐる。この(財産繼承人といふ)文言は(不明瞭であるけれども)死亡した原所有者が持つていた補償を受けられるであろうという期待を何らかの形で相続したとみなされる人に適用されねばならないということは、この条文の他の箇所より明らかになる。しかし財産繼承人とは自分自身の権利で申し出、請求することのできる人を意味しなければならないと私は思う。財産の原所有者の権利が他の人(すなわち彼の繼承人)へ移された場合にのみ、財産繼承人は存在しうる。したがつて権利の原所有者はもはや請求

をなしえなくて、彼の継承人が請求をなしうるのである。そしてその請求は権利の原所有者がその権利を継承人に譲らなかつたならなしえたであらう請求なのである。死者の継承人はそれをなしうる。しかし原所有者が依然として生存している間にいかにして継承人は請求をなしうるだらうか。原所有者が対価を今すぐに受けとつて、その代りにいつかは手に入るかもしけない補償金を相手方に支払うことを約束するといふありそんにもない事態を我々は想像してみることも可能ではあるが、このような事例は眞の意味での財産継承人とはならないであらう。私は原所有者が彼のもつてゐる補償金取得期待権を生存者間で移譲しうるこれ以外の別の方法について考えることはできない。もしこのような事例をも含むといふいさか異例の不正確な意味を与えねばならないかもしけない。しかしこのことを示していれるような事例も含まれるといふことが當命令の他の箇所から明らかになるなら、我々は財産継承人という文言にこのようないふな事例をも含むといふいさか異例の不正確な意味を与えねばならないかもしけない。しかしこのことを示していれるような法文は何も存在していない。原所有者がまだ生存している間に財産継承人という言葉自体が誰かを意味しているといふことはこの命令の状況では適当でないと私は思う。この文言を広く解釈してこのような人をも含むと考える必要は何らないのである⁽¹⁹⁾。以上の理由に基づいて、次の判断を下した。「従つて私は四条(1)(b)(ii)中の『この人の財産継承人となつた者』といふ文言は申請人が原所有者である場合には適用なしとする。従つて委員会は考慮する権限をもつていなかつた事項を理由として申請人の請求を拒絶したことになる。故にその決定は無効であると考える」⁽²⁰⁾。

Lord Pearce ⁽²¹⁾ Lord Wilberforce ⁽²²⁾ がほぼ類似した論理で賛成意見を述べている。

これに対し、Lord Morris ⁽²³⁾ Lord Pearson ⁽²⁴⁾ が反対意見を述べている。

- (1) Lord Reid, Lord Pearce, Lord Wilberforce, Lord Pearson 対 Lord Morris.
- (2) Lord Reid, Lord Pearce, Lord Wilberforce 対 Lord Pearson, Lord Morris

(3)

十一月協約の効力についての判断

「上告人が五〇万ポンドを受けとったという事実以外、同協定の効果については余り明確でない。というのは彼らの財産はすでに没收官によりT・E・D・Oへ売却されていましたからである。同協定が締結される前、上告人は彼らの財産の返還又はその損失の補償を求めてエジプトで訴訟を提起する法律上の権利をもつていなかつた。しかし彼らは英國とアラブ共和国との関係が正常にかえつた後、何らかのものを得られるという望み又は展望をもつていた。それはエジプト政府による直接支払いという形でもありうるし、又もしも英國政府がもつと初期の事例で採用した方法に従うなら、エジプト政府は英國臣民による全ての請求を償うに足る額の賠償金を英國政府へ支払うかもしれない。そして後者の場合においてはいかにしてこの額を請求者間に配分すべきかを決定するのは英國政府の裁量事項中に入るであろう。……同協定によつて上告人は彼らがエジプト政府から直接賠償をうける資格を放棄したりT・E・D・Oへ譲渡したということとはここでは論争になつていなが、私は彼らが英國政府又はイスラエル政府からなんらかの物をうけとる資格とかその期待を放棄したり譲渡したりはしなかつたと思う (Anisminic, Ltd. v. the Foreign Compensation Commission & Others (1969) 1 All E. R. p. 211) 英ア条約と原告の権利については「アラブ共和国が英國政府へ二七五〇万ポンド支払つた段階では上告人はこの支払われたものにあづかることを主張する法的権利をもつていなかつたという点は争われていない。この支払われたものの処分は英國政府の裁量事項に属していた。上告人がいだいていた最高のことは、彼らはそのうちのいくらかを受けとるであろうという望みであつた」としている。(ibid., p. 211)

除外条項についての両当事者の対立点

被上告人側(委員会)は一九五〇年法四条四項は「一つの意味だけもちうる明白な文言である。ここに明らかに有効な決定が存在する。その決定の有効性についてなんらかの疑いを投げかけるようなものは文献の表面になんらないのである。もしそれが無効であるならそれは裁判所において、なんらかの訴訟行為を起すことによつてのみ立証される。しかしそれは決定を問題にすることになるであろう。そして問題にすることは明文でもつて制定法により禁止されているのである」と主張する。すなわち「同法同条項により裁判所は委員会の決定が無効かどうかに閑して考察することから除外されている。従つて調査によりそれが無効であることが明らかにならうとなるまいと委員会の決定は有効としてとり扱わねばならない」とした。

他方、上告人側はそのようなことは同条項の文言の意味ではないと主張する。すなわち上告人は「決定とは本当の決定 (real determination) を意味するのであって法の田からすればそれが無効であるが故に存在していないような外見上の決定 (apparent or purported determination) を含んでいないと主張する。このことを別の表現でいうとわれわれがある決定は無効であるとするべきである場合、われわれは見かけの決定を問題にしているのではない。すなわち我々はそれは決定として存在してゐること主張しているのである。存在してゐる決定を問題にすることと、問題にすることが何も存在してゐることを主張するとは全く別の事柄であると反論する。(ibid., p. 212)

(6) ibid., p. 212-213.

(7)(8)(9) ibid., p. 213.

(10) ibid., p. 214.

(11) ibid., p. 214. たゞ補償金への期待については註(3)(4)参照。

(12) ibid., p. 215.

(13)(14) ibid., p. 215.

(15) ibid., pp. 215-216.

(16)(17) ibid., p. 216.

(18) ibid., pp. 216-217.

(19) ibid., p. 217.

(20) Lord Pearce は行政委員会に対する裁判所の監督管轄権に関して以下のように論論を展開する。

①行政委員会の管轄権の範囲について最終的決定権をもつてゐるのは委員会自体なのかそれとも他の機関であるのか。

「時折、議会は特別な事柄を審理する特別行政委員会 (special tribunal) を設置しそれらに裁判所に対し上訴する道を残す」といふことの事を決定する管轄権を付与する。こうしたことが起ると裁判所はこれらの行政委員会からの上訴を聞く事はない。しかしこのような行政委員会は議会の関連法律の正しい解釈において彼らに特に付託された権限の範囲内にみずからを限定しなければならないのである。裁判所の一般的管轄権から切りとられた制限された調査範囲を与えてゐている行政委員会が議会法に明記されている調査決定についての議会命令の範囲の解釈を認ることによってみずからの意向でその

範囲を拡大する権限を与えるとすればわかな状況にたち至るであろう。

たとえばもしも議会が *inferior domestic tribunal*が夫の意に反して妻に一定の救済を与えることのあるところの調査領域を創設するとすれば妻という語を結婚せずに相当な期間男と共に住んでいた全ての女性を含むものと解釈することにより、又は当委員会が調査できる調査制限の解釈を誤ることにより当行政委員会に付託されている調査し決定する領域（即ち管轄権）を拡げることは当行政委員会の権限内にないことだろう。結婚しているけれども最近夫と共同生活をしていない者を全く除外するとして妻という文言を解釈することにより行政委員会に託された領域を縮少することも同様にその行政委員会の権限内に存しないことであろう。また調査に際し二つの規定されている条件が満たされると行政委員会が判定する場合にはいつでも救済を与えるよう指示されているならば、行政委員会は救済を与える前に満たされねばならない第三の条件というものを附加することによりその管轄権を変更又は制限することはできない。

従つて行政裁判所の管轄権の領域を限定している制定法の正しい解釈を決定するのは裁判所である」(ibid., p. 232)

②行政委員会の管轄権につき最終決定権をもつてているのは行政委員会自身ではなく裁判所であるとして、ではいかなる場合に裁判所は行政委員会の管轄権不存在を主張できるのか。これにつき次のような例を挙げる。

「管轄権の欠如はいろいろな点でもち上つてくるであろう。調査を始めるためのなんらかの管轄権を持つてゐる行政委員会にとっての停止条件 (condition precedent) であるところの形式、事柄が存在していないためかもしれない。又は行政委員会は最後に、する管轄権をもつてない命令をするかもしれない。あるいは適切な調査にとりかかつたが審理の段階で行政委員会は自然的正義のルールを守らなかつたかもしれない。又は行政委員会は自らに誤った問をするかもしれない。又、考慮するよう指示されていない事柄を考慮に入れるかもしれない。それによつて行政委員会はその管轄権をふみ出すであろう。議会により指示されていないことに調査を向けそして議会が指示していることを調査しないかもしれない。これらのどちらも外見上の決定を無効とするであろう。さらに特別な条項が別のように定めていない限り行政委員会は国法に従いその調査をし決定を下すものと推定される。故に行政委員会がその命令されている管轄権内にとどまつてゐるけれども法の誤りを通して間違つた判断に至つていることが記録から明白である時は裁判所は介入するであろう。このような事例においては裁判所はその誤りを正すために介入してきた。」(ibid., p. 233)

③以上列挙したような事項に照らして行政委員会の管轄権の有無を審査決定する裁判所の監督管轄権の行使は除外条項によ

りなんらかの影響をうけるか。すなわち一九五〇年法の「本法の下において委員会に対しなされる申請についての委員会決定はいかなる裁判所においても異議をさしはせんではない」という規定の故に裁判所は監督管轄権を行使できないのかということである。この問題に対し彼は右条項に「委員会決定とは何を意味するのか」という角度から答えようとする。

「『決定』という語を管轄権をもつていないとこらの外見上の決定 (*purported determination*) も含む、表面上委員会の決定であるようなものをも意味すると解釈すべきであると主張されたきた。このような主張に立つと裁判所は外見上の決定を受け入れねばならないし、又見かけの決定が委員会が実際決定したことを表明していないようなにせのもの又は不正確なものであるのか否かを裁判所が調査することができないようと思える。さらにこの主張は委員会がその管轄権又は彼らが行うよう要請されていることをいかに大きく越えてふるまねうと、又、彼らがいかに大きく自然的正義から離れようと彼らの決定は問題にされないことを意味するであろう。もつと合理的で論理的な解釈は議会は決定という語でもつて見かけの決定ではなく真の決定 (*real determination*) を意味したところである」 (*ibid.*, p. 237) 決定に二種あり一つは表面上の決定でいま一つは真の決定であり、一九五〇年法が裁判所の介入を禁止しているのは後者の決定の場合であるという解釈である。そして真の決定とは管轄権内における決定であり、前述した管轄権欠如の事由を何んら犯していない決定であり、その意味で有効な決定を意味しているのである。従つて管轄権逸脱の決定即ち無効なる決定に裁判所が立入りますことは除外条項の適用をうけないといふことになるのである。

以上の解釈と国会の意思との関係についておづ、決定という文言を二つに分ち、真の決定のみを意味すると断定した点につき「しかし、どちらの意味でも可能な解釈である。したがつて決定という語は不明確であるという仮定にたとえ立ち返つたとしても、後者の意味がその解釈を採つてきた判例の長い間に確立された線に一致するであろう。一九五〇年議会は四条四項に使用されている文言を採用するに際してこれらのことを行つて、我々は仮定しなければならない」 (*ibid.*, p. 237) と述べその立証のために先例を引用した後、「もし議会が数十年の間に移送令状禁止条項に対し与えられたより合理的な解釈から一九五〇年に離反しようとしたのであれば議会はそのことをもつと明白にしなければならなかつた」と議会意思の明白性の欠如を指摘するのである。

④管轄権内で法の誤りを犯した場合と除外条項との関係はいかに。

それについて Lord Reid と同様に法の誤りの結果、管轄権を欠く事態をあたすとする。「もし委員会が彼らに管轄権

を与えそして調査し決定する彼らの任務の正確な範囲を述べている枢密院令の解釈を誤ることによってその命令を逸脱し、遊離したなら彼らの判決は管轄権がなかつたことになる」と。(ibid., p. 238)

(2) Lord Wilberforce は除外条項の効力について次の論理でその見解をのべる。

「行政委員会の性格がどんなものであれ、又、その行政委員会に付託された問題の範囲がいかに広いものであれ、又、許容される誤りの限度というものがいかに大きからうとこれらすべての場合に於て行政委員会は制定法によつて得た権限をもつてゐるという重要な点は変わらないのである。そして行政委員会の行動分野といふものはいくつかの点で限界を定められている。その限界点は法の考察から見つけ出される。広狭はあるが議会が前もつてその意思を表明している行政委員会が立ち入つてはならない残りの分野が存在している。そして又、広狭はあるが議会が前もつてその意思を表明している行政委員会が立ち入つてはならない残りの分野が存在している。(ibid., p.243.)」即ち、行政委員会の権限には限界があるということの確認から出発するのであるが、ではその境界線は誰が判定するのか。彼は「恐らく理論的には議会がそれ自身の活動分野を決定する完全な自律権をもつてゐる行政委員会を設置するということは可能だらうけれども、そういうことは今日までこの国でなされたことがない。(ibid., p. 244.)」として暗に本件における行政委員会の管轄権自己判定権を否定する。

では除外条項の効力はいかに。

「何が行政委員会の固有の領域であるかという問題は常に問い合わせることが許されてきた問題である。そしてそこから次に行政委員会の権限の範囲を調べるということは、行政委員会の決定に終結性、最終性、不問性を与えていたる条項によって排除されないということにならなければならない。これらの条項はその性格からして行政委員会に付託された活動分野の中へ与えられた決定に対してものみ関係しうるのである。(ibid., p.244.)」

「我々が行政委員会とそれがもつていてる権限は制定法規に起源をもつてゐるということを否定すべきでない限りこれらの条項は行政委員会の権限の吟味を排除することはできない。除外条項といふものは許された範囲の外でなされた決定に対しでは作用しない。何故ならその決定は無効であるからといふことが時々主張される。もし無効であるという言葉でもつて、無効であるところのものと取り消しうるところのものとの間に難しい区別を引くとすればこのことばの使用には危険性がある。……しかし、このことばは認められた範囲外でなされた決定を記述するために即ち別の言葉でいえばそれ自身、試金石としてよりむしろ記述語として使用する限り有用である。(ibid., p.244.)」

以上、除外条項は行政委員会の権限の範囲を審査することと、その結果、越権行為が判明した場合それを無効とする裁判所の行為を禁止するものでないとするのである。この間の関係は次の見解の中により明確に表明されている。「裁判所がある決定を無効であるというふうに判断する時、裁判所は除外条項を無視しているのではない。というのは決定行為の自律性を指定された範囲内で行政委員会に負わせることがちょうど裁判所の義務であるようになつての自律性の対になるものとして裁判所は規定されていた領域の制限は守られているということを確かめなければならない。……この各々の仕事において裁判所は議会の意思を遂行しているのである。このことを裁判所と行政部との争いという表現で述べることは誤った述べ方であろう。もしもこれらの制限が、その制限を明定している書類中的一条項によつて何なく看過されうるとすれば行政委員会の権限というものを制定法によつて定めることの目的は何なのであらうか。」(ibid., p.244.)

(23) 少数意見 Lord Morris の論理

彼は除外条項を文字通り即座に適用ありとは考えず、いくつかの段階に分けて適用の可否について考察する。その段階としてはまず第一に、行政委員会の決定を裁判所が調べるということ自体とこの条項との関係を問う。彼はここでは除外条項の絶対無条件なる適用を認めず、裁判所はこの条項が存在していても行政委員会の決定が管轄権内において行われたのか否かを調べることを禁止したものではないと解釈する。即ち、この段階では除外条項の効力はないとするのである。その理由については特にふれてはいない。

第二は行政委員会の決定を調べた結果その決定は委員会の権限を越えた決定であるということが判明した場合と除外条項との関係である。問題は決定はいわゆる越権行為と判明しながらも除外条項のゆえにその決定を正すことは許されないのである。これに対しては「もしも行政委員会が管轄権なしに行行為したり管轄権の限度を逸脱するなら、このような条項さえ役に立たないということは充分確立されていることである」(ibid., p. 222)としてこの場合にも除外条項の効力を否定する。即ち越権行為の場合にはこの条項にも関らず裁判所は介入し決定を正すことができるとするのである。

第三は審査の結果、行政委員会の決定行為はその管轄権内で行われているが、法的誤謬^{びずき}を犯していることが判明した場合と司法審査除外条項との関係である。問題はこの場合も誤りを正すことはあるか否かである。これに対しては彼は「行政委員会に対し High Court によつて行使される支配は監督的なものであつて上訴的性格を帯びたものではない。それはもしもその誤りが記録の表に表われているなら High Court をして法の誤りを正すことを可能ならしめる。しかしこの支配権は

もしも High Court が事件をあたふかしとを禁止してある条項（移送令状禁止条項のよう）が存在するなら行使されないと（ibid., p.222）と述べ、裁判所による誤りの訂正権を否定するのである。すなわちこの場合においては除外条項の効力を認めるわけである。

法的誤りは管轄権内の誤りであるという主張を支える先例として一九六六年のアルマー事件判決（*Armah v. Gov. of Ghana* (1966) 3 All E. R. 177）より「もしも行政委員会が取り調べを開始し特別な争点について決定する管轄権をもちやつてその手続に何んらの不規則性がないならばそれらは誤った判断に到達することによりその管轄権を逸脱するものではない。彼は正しい判断に到達する管轄権をもつてゐるとすれば、彼は誤った判断に到達することによりその管轄権を逸脱するものである。事実上の誤りも法上の誤りもやの管轄権を越える原因となるものではない」(ibid., p. 223) ところ Lord Reid の見解と、一九五一年の Northumberland 事件判決より「King's Bench が制定法により設立された行政委員会が、議会によつて付託された管轄権を逸脱することを防ぐために介入であらうことを疑つたものはいない。しかし King's Bench が行政委員会が法の誤りを犯す時に介入であるということは全く別のことながらである。行政委員会はその管轄権内に充分留まりながらしばしば法の問題を誤つて決定するかもしけない」(ibid., p. 223) ところ Lord Denning の意見を引用するのである。この両先例よりして法律上の誤りは管轄権内における誤りであるとする。法の誤りが管轄権内の行為であるとするところからば裁判所はその監督管轄権を行使してこれを正すことは不可能なのであろうか。上級裁判所の監督管轄権の性格について彼は一九二二年の Lord Sumner の次のよつたな意見を引用する。即ち「この管轄権は下級裁判所がそれ自身の管轄権を逸脱しなかつたかを調べることである。正にその故に管轄権内で行われたことに介入すべきでないのである。というのではそれに介入すれば今度は上級裁判所自身がそれ自身のもつてゐる審査ではなく監督するという管轄権が限られている限界を犯すことになるからである。この監督は二つの点を含む。一つは下級裁判所の管轄権領域とそれの行使の資格並びに条件についてである。他方は管轄権行使過程における法の遵守である。(R. v. Nat Bell Liquors, Ltd. (1922) All E. R. Rep. 335 at p.351)(ibid., p. 223)」⁵⁰ (この Morris が指摘してゐる Sumner の命題は前半と後半で少し矛盾をもたしてゐると思う。なぜなら前半で監督管轄権は管轄権逸脱の有無を調べることであるから管轄権内の行為には介入すべきでないとしながら、後半ではその監督の内容を述べる段で、管轄権行使過程における法の遵守を挙げてゐる。これはその過程で法の誤りがあればこれを正せるということであり、これを一般的表現をつかうなら、管轄権内における誤りを正せるということ

になり、ひいては法違反については管轄権内の行為でも介入できるということになるからである。) Lord Morris は右のような Sumner の見解を認めた上で「従つてもしも行政委員会がその管轄権内にいながら何らかの法の誤りを犯すなら、そしてもし このような誤りが決定そのものの中において明白であるなら上級裁判所は、そうすることが禁止されていない限り、その誤りを正すことができる」(ibid., p.223) と述べる。すなわち彼は Sumner の矛盾した論理をうけついだが故に監督管轄権は原則として管轄権内における法的誤りを正すことができるとするのであるが、但しこの行為が禁止されている場合にはこのような内容の監督権行使は不可能となるという見解をとるわけである。そしてまさに除外条項はこの禁止条項に該当するとするのである。

以上が Lord Morris の前提となる論理である。これに立脚して次に本件において行政委員会決定ははたしてその管轄権内の行為であったのかどうかを吟味する。このような調査行為そのものは除外条項があつても前述第一の点により可能であり、もしその結果越権行為と判明すればそれを正すことは前述の第二の点により可能となる。そして越権でないとすれば決定中にたとえ誤りがあるとしてもそれを正すことは除外条項が存在するもとでは不可能となるのである。

越権行為があつたか否かを認定するのに彼は行政委員会はその法的任務を果したか否かという角度よりそれを調べる。

行政委員会は「枢密院令四条の下においてもし原告が一定の事柄について委員会を納得させるなら第三章の下において請求を確立されたものとして取り扱う積極的義務下にあつた」(ibid., p. 224) ゆえに、「もしも委員会がこれらの事柄について納得したが請求を確立されたものとして取り扱おうとしなかつた」(ibid., p. 224) り、「もしも委員会がこれらの事について納得しなかつたがそれにも関らず請求を確立されたものとして取り扱つた」(ibid., p. 224) としたらこれは明らかに前記の義務に反した越権行為である。なぜなら「委員会は一定の事柄について納得しない限り請求を確立されたものとして取り扱う権限をもつていなかつた」(ibid., p. 224) からであるとする。そして「本件は四条の文言に忠実に従つて委員会が自分達はその事柄について満足しなかつた、従つて請求を確立されたものとして取り扱わない」と述べた事件である。」(ibid., p. 224) 故に越権行為は認められないとする。

次に法解釈の作業と管轄権との関係について次のような立場を表明している。

「四条の文言は彼らの付託条件を述べている。これらの条件の中に一定の文言があつた。委員会はこれらの文言を考えることなしに、そしてそれらの意味に関する判断に達することなしにその任務を果すことはどうあってもできない。委員会は

この仕事を握りつぶすことはできない。委員会が一定の事項について納得させられるべきであるとし、かつそれらの事項を規定している条文は、不可避的に、これらの事項の範囲内において必要な文言の解釈をすることを委員会に求めていいるということを含んでいると私には思える。委員会はこの特定された事柄に関して納得したかどうかという結論には、委員会が従わねばならない文言に意味を与えるまで到達することはできない。財産繼承人というような句が命令の中で定義されていな限り、この文言がどういう意味なのかを考え決定することは委員会の避けたことのできない任務であった」(ibid., p. 224) 「これらの事柄に関して意見を形成することは委員会の任務の直線上にある。それはのがれることのできない任務であった。これらは委員会の管轄権行使の中心であった」(ibid., p. 224) と、法解釈行為はその管轄権内での行為であることを力説しているのである。

法の誤りの問題については「委員会の決定の理由を述べた部分を調べて、誰かが四条のもう一つの解釈の方が委員会によって正しいと考えられた解釈より好ましいと主張することが可能であるがこの異議申立は法廷に於て提起することはできないと思う。何故なら議会がそれを禁止したからである。」(ibid., p. 224) とのぐる。そしてこのことは先例の態度にも合致しつゝある。巡回の先例、R. v. St. Olave's District Board (1857), R. v. Cotham (1898), R. v. Cheshire justices (1912), R. v. Minister of Health (1938) を引用。(ibid., pp. 225-226)、特に一九二八年の M. of Health 判決と本件との類似性を指摘し、そこにおける Greer 判事の見解、即ち「大臣がこの条項を誤って解釈したとしても依然として彼は管轄権なしに行行為したことにならない。なぜならこの条項の解釈を單に誤るとこらることは委員会にこの命令は管轄権なしに下されたと主張する資格を与えないから。」(1938) 4 All E. R. 32 (ibid., 226) を引用し、もって法解釈の誤りはあくまで管轄権内の誤りであつて越権問題とは関係してこないことを示そうとするのである。そして「委員会は枢密院令の関係箇所を解釈するまで自分達が納得したのかどうかを決定するとはできないであら。委員会はこれらの関係箇所の意味に関しての主張を聞いていた時には、委員会は管轄権なしで行行為していたのではなかつた。彼らはその任務、その仕事、その管轄権の正に中心にいたのである。その意味に関して決定する必然的任務がもし彼らが一つの見解をとつたら彼らはその管轄権内にあることになり、又、別の見解をとつたら彼らは管轄権外にあることになるというような結果に終るところはありえない。もし決定の瞬間に、彼らがなせねばならない事をしたが故に当然その管轄権内にあつたなら、誰か他の人が後になつて、委員会は決定の瞬間にその管轄領域をふみ出たと述べることはたゞえ委員会の見解と違う場合でもで

(24)

きないと私は思ふ。(ibid., p. 228)」と主張する。このように述べた後、Sumner 判事の「証拠なしに有罪と宣告する管轄権が存在していないとのべることは、もし判断が正しければ管轄権が存在し、もし判断が誤っているなら管轄権は存在しないとのべることと同じことである。又は、事件の初めにおける管轄権は判断が有効である限り継続するがもしその判断が覆えられるなら何ら管轄権は存在していなかつたとのべると同じことである。(1922) All. E. R. 335.」(ibid., p. 232.) という見解を引用し、これを Sumner 判事がある人が持っていないところの管轄権の篡奪と彼がもつてている管轄権の誤った行使との間の区別をしたものであると評し、この意見をもつて自らの主張に対する充分なる論拠とする。そしてつづいて次のように結論を下す。「本件においてはもし彼らに付託されている事項について納得したかどうかを決定するに際しては彼らは付託示に従わないなら統制されうる。しかし委員会がこれらのことについて納得したかどうかを決定するに際しては彼らは付託された管轄権の境界内で仕事をしていたのである。管轄権行使に際しては非常に多くの解釈問題が必然的にもちあがつてくる。委員会がこれらの問題と取り組んでいる時より以上に彼らがその管轄権の真ただ中にいた時はない。もしも誰かが解釈問題で正しい結果に到達するに際して彼らが誤りを犯したと主張しうるならばこのような誤りは私の判断ではその管轄権内で行為しながら、そしてその管轄権内においてその仕事を履行中に犯した誤りであると考える。」(ibid., p. 232)

Lord Pearson は裁判所の監督管轄権と除外条項との関係については多数意見に賛成することを次のよろしく述べる。「行政委員会の決定に関して裁判所のもつてゐる(上訴機能とは区別される)監督権機能の一般的性格に関しては Lord Reid, Lord Pearce, Lord Wilberforce が述べられたことに賛成であり何らつけ加えることはない。私はまた、一九五〇年法の四条四項中にあるいわゆる除外条項と呼ばれてきたものは管轄権を逸脱して下された單なる外見上の決定が存在している事例においては裁判所のもつてゐる介入権を排除しないという点においても諸卿に賛成である。本件に関しててももし関係枢密院令の正しい解釈についての原告の主張が支持されるとすればその結果は、委員会は管轄権を逸脱して行使した、従つて裁判所はその監督権能の行使として介入すべきであるということでなければならぬ」と。

このように彼は前提理論に於ては多数意見に賛成し、従つて Lord Morris に反対の立場をとるのであるが本件の結論については次のように少数意見側にまわるのである。即ち「しかしながら私は委員会が枢密院令を誤解したとか、あるいはまた、委員会の管轄権に影響を及ぼす誤りを犯したといふことに同意する」とはできない。(ibid., p. 250.) と多数意見の結

論に反対するのである。彼はこの結論に至る過程で「財産継続承人」を譲渡による継承人をも含むという広い解釈を展開し（ibid., p. 256.）もつて多数意見のとった狭い解釈に異をとなえている。このことは本件における解釈の多様性をよく例証していると思う。

(三)

ここでアニスミニック事件における各裁判所において展開された意見の共通点と相違点を明確にし、多数意見と少數意見のもつ意味について考察してみたい。

まずいすれの裁判所も共通して取っている立場として、立法意思が明白である本件の場合においても除外条項の絶対的無条件の適用を認めていないということをあげなければならない。この点に関してはスマス事件の多数意見と大きく異っている。すなわち立法意思が明白であるにも拘らず、依然として裁判所の行政決定に対する監督管轄権をたやすく放棄していい点である。この態度には一審裁判所から House of Lords に至るまでいすれの判事も疑いをさしはさんではないのである。では除外条項の下において、裁判所はどの程度介入できるのか。一般論としてそれは行政委員会に管轄権逸脱行為があった場合には除外条項は効力をもたず、裁判所は介入することができる。がしかし、管轄権内の決定である限りはそこにたとえ誤りがあつても介入することはできない。この点も共通に認められていた。

相違点は管轄権概念の範囲にあつたのである。すなわちいすれの要件を欠いた場合に管轄権の逸脱と認定するのか、その要件の多少に違いがあつたのである。

ここで英國公法上における管轄権の概念について考察してみるなら、そこには二種類の概念のとらえ方があることが判明するのである。一つは十九世紀まで一般にとられていたもので、それは「問題となつていて取り調べを開始する資格」(the entitlement to enter upon the enquiry in question) という意味に使用されていた。⁽¹⁾ 従つてこの意味での管轄権の問題は Lord Denman の言葉を借りるなら「調査を始めるに際して決定されるものであつて、調査を終るに当つて決定されるものではない」⁽²⁾ ものであつた。これが伝統的管轄権概念と呼びうるものである。

これに対しその後次第に新しい管轄権概念ともいいうべきものが認められるようになつてきた。それは管轄権即ちある機関の権限の範囲は、取り調べの初めに明らかにされるだけでなく取り調べが進行するにつれてもまたその輪郭を定められるという考え方であつた。即ちそれは行政委員会は権限内に属している調査を開始することができるが、しかしその調査の過程においてその権限を越える行為をすることにより結果として管轄権を逸脱するという考え方であつた。そしてこのような意味での管轄権逸脱が生ずる例としては詐欺、無資格、審理手続上の諸要請の不遵守、権限を越えた決定、等が考えられてきたのである。⁽³⁾

このような管轄権概念の変遷中に本件に関する各裁判所の意見を置いて考察してみるなら、いずれの判事の見解にも伝統的概念より新しい概念への傾斜を読みとることができるのであるが、その新概念の中にどのような事項を包摂さすかという点においては対立点が存しているわけである。即ち審理の初めに伝統的意味においての管轄権をもつていた機関でも審理の過程である要件を満たさなかつた場合には結果として管轄権を逸脱したことになることがあると、いう点については共通性をもつていたのであるが、ではいかなる要件をその逸脱条件として認めるかになると広狭様々の相異が生じてきているのである。その中でも最も広い要件を提示したのが House of Lords の多数意見で、そ

れは Loord Reid が決定無効原因として列挙していた事項によく表われているのである。

Lord Reid は決定が無効となる原因、即ちこの要件を犯せば管轄権逸脱となるものとして六つの事項（彼は六事項が無効原因の全てではないことをことわつてゐるが）を挙げていたがそのうちでも特に後半の三事項に特徴があるとすべきである。その三点とは「それは委員会が非常に誠実に行動しながらも委員会に行動する権限を付与している条項の解釈を誤った結果、自己に付託された問題を取り扱わなかつた場合か、逆に自己に付託されていない問題を決定した場合かもしだい。それは委員会が考慮に入れるよう要求されていることを考慮しなかつた場合かもしだい。あるいは委員会を設置している条項によれば委員会が考慮に入れることができないことになつていて事項に基づいて決定を下した場合でもあろう」というものであつた。これはいわゆる新しい管轄権概念の中にいま一つ別の要件を盛り込んだものなるが故に、より新しい概念と称してもよいものなのである。ではなぜ彼はこのように管轄権概念を広く解する必要があつたのであらうか。これについては House of Lords の意見の対立点がその理由を明らかにしていると思う。

本件において意見が分れた点はいわゆる枢密院令解釈の誤りを管轄権逸脱の原因とみなすかそれとも、これはあくまでも管轄権内の誤りとみなすのかという点にあつた。除外条項が存在していない限りはこのどちらの立場に立とうと裁判所の介入ということが生じ、結果においては同じなのであるが、除外条項の下ではその結果に大きな違いが生ずるのである。即ち前者の立場に立つなら、管轄権逸脱行為があつたことになるが故にたとえ除外条項が存していてもそれは効力がなく、従つて裁判所は介入するということになるのに対し、後者の立場に立つなら、管轄権逸脱の事態は生じていなかつたのであるから除外条項は効力を生じ、よつて裁判所による審査を排除することになるわけであ

る。

専ら裁判所はこの問題を近年どう考えていたかを見てみると、一九五一年、Northumberland 事件において Denning 判事は「制定法により設立された行政委員会が議会によつて付託された管轄権を逸脱することを防ぐ為に、King's Bench が介入できるといふことを疑つたものはいない。しかし King's Bench が行政委員会が法の誤りを犯す時に介入できるといふことは全く別の事柄である。行政委員会はその管轄権内に充分留まりながらしばしば法の問題を誤つて決定するかもしれない」と述べている。即ち法解釈の誤りは管轄権内の誤りであることを認めているのである。しかしこの事件においては除外条項の問題は生じていなかつたのでそれとの関係についての見解は表明されていないが、除外条項と法の誤りとの関係が問われた一九五七年の *Re Gilmore* 事件においても、Parker 判事は法解釈の誤りは管轄権内の誤りであることを認めているのである。(そしてこの事件では Parker 判事は次の論理でもつて除外条項の無効を主張し法の誤りを裁判所は正せるとしたのであつた。それは①法の誤りを正す権限は裁判所にある。②除外条項は管轄権逸脱の事態には効力をもたない。③法的誤りは管轄権逸脱行為ではなく管轄権内のことである。④除外条項の故に管轄権逸脱論からは法の誤りを正せないが、法の誤りを正すという裁判所の権限を議会が剥奪するからには「決定は最終である」という表現では不十分であり、もつと明白な表現形式をとらねばならないというものであつた。いわゆる明白性欠如論に拠つていてるのである。) ともかく以上のことより、裁判所は法解釈の誤りを管轄権内の誤りと認定していたことが判明するわけである。そして本件においても少数意見者 Lord Morris はこの立場を堅持し、もつて裁判所は今回の行政委員会決定を無効と宣告することはできないと主張したわけである。

これに対し Lord Reid は管轄権内の誤りには裁判所は介入できないとすることを認める一方、法解釈の誤りを前述した論理により管轄権逸脱の原因に組み込み、もって司法部の行政部に対する監督権を保持せんとしたわけである。その論理は、行政委員会は法解釈を誤った結果自らに託されていないことを行うことになり、それは管轄権逸脱となるというものであった。この管轄権概念は実に広いものであるが故にすべての法解釈問題は管轄権逸脱の要件に該当し、この考え方を押し進めていくならばたして管轄権内の誤りと呼びうるものはいかほど後に残るであろうか。Lord Reid⁽⁴⁾が提起した新概念は、従来からあつた管轄権逸脱の結果を引き起す誤りと、管轄権内の誤りという二つのものの間の相違点をほとんど無意味のものにしてしまったと評しても過言ではないであろう。またこのような管轄権概念の拡大により司法審査権の範囲は大きく拡大されたともいいうべきであろう。そのことは Lord Reid が「法解釈の誤り」と認定したものとの内容をいま一度想起してみると、一層明らかになるのである。

Lord Reid が管轄権逸脱に至る法解釈の誤りがあつたと認定したその誤りは、枢密院令中の「財産継承人」(successor in title) とふう文言の意味についてであつた。これは Re Gilmore 事件で問題となつた誤りとは少し性質を異にしていて、Re Gilmore 事件での誤りは事件の両当事者共に認めるほど明白なものであつたのに対し、今回の場合は行政委員会をはじめとして最後まで英國の代表的法曹家の間で意見が分れた程解釈結果に多義性をもちうるものであつた。従つてこひでの誤りの認定は真の意味の認定というよりもむしろ対立している意味のどちらを正しいとして選択するかであつたと言つてもよいのである。ゆえに Lord Reid をして広い管轄権概念をとらせ、もって法解釈の問題を管轄権の問題に移行させるという大胆な論法を取るに至らしめた眞の動機は、法解釈の最終権を行政委員会に与えず、司法部がその任を果すということにあつたとみなしても良いであろう。なぜなら少数意見にみられる

如く司法部が従来の管轄権概念に固執する限り、今回、法解釈上の誤りとされた点は管轄権内の誤りと認めざるをえず、その結果は行政部門に法解釈の最終権を与えることになり、それは司法部のもつてゐる行政部門に対する監督管轄権の範囲を大きくせばめることになり、国民に対する司法的救済の道を大きく閉ざす結果を生むことになるからである。

- (1) B. C. Gould, "Anisminic and Jurisdictional Review" *Public Law* (1969) pp. 361-362.
- (2) R. v. Bolton (1841) I Q. B. 66 quoted in Gould, *ibid.*, p. 362.
- (3) Gould, *ibid.*, p. 362.
- (4) Gould, *ibid.*, p. 360.

七 む す び

以上私は除外条項という英國公法上の一問題についていわゆる長く論じておたわけであるが、これはひとえに遠く十七世紀にやかの *Lord Coke* が Dr. Bonham's Case において唱えたかの論理、すなわち「司法部が国会の意思である法律がある原理に照らして無効と宣告する場合がある」という考えは現代英國においても決して消滅していないところを指摘したからである。このことは以上試みてきた考察により、英國司法部にとって無縁なものとなつたとは決して言えないところが判明したと思う。英國の場合においては *Coke* 論理を生むに至つたボナム判決がそうであつたように、一度として国会の権限を正面から攻撃したことはない。すなわち国会は理論上はいかなることもなしのことを司法部は認めていたのである。しかし理論上何事をなすことも国会に許されていいるとは

いえ、その国会の意思の結果である法律を執行すると英國司法部の考へてきた正義の觀念に反すると思われる場合には判事はその法律の文字通りの適用を拒否してきたのである。そしてそこには司法部の正義の觀念は同時に国会といえども遵守すべき原理であるという考え方が一貫して存在していた。すなわち司法部には国会をも拘束する共通規範の意識が存していたのである。そのことは司法審査除外条項の適用に際して様々の形をとつて表現してきた。スマス事件の少数意見においては、国会といえども遵守すべき原則があるという態度を直接表明し、また他の事件においては司法部は自己の考へる正義の觀念を国会が承認していないということを法文上明白に読みとれないので、国会も同様に司法部の考へる正義の觀念を認めているものであるという立場をとつたのであった。この姿勢は管轄權逸脱論の背後にも一貫して流れていたものであった。なぜなら国会がいかなる場合においても行政委員会の決定に対する司法審査を排除しようとしたのであれば、行政委員会は自らの権限範囲を自ら最終性をもつて決定することが可能になり、その結果は行政機関に無制限の権限を付与したのと同じことになり、そのことは行政部門をして司法的正義に反する行為を行うことを可能にすることになり、正義の執行を見届けんとする司法部のとうてい容認できないことがらであったからである。

このような司法部のいだいていた共通規範意識は、確かに理論上は英國憲法下において国会を拘束する力をもつものではない。が、しかし司法部が規準として挙げる正義の内容が国民の理性に合致するものである限り、それはたとえ国会といえども無視することのできないものなのである。このことを例証するものとしては、ある除外条項下での行政決定に対する無効判決が裁判所により下された後においても国会は依然として司法審査排除を規定するのに同じ表現形式の文言を制定法中に使用しつづける場合があり、これは国会が裁判所の立場を承認している証拠に他ならな

いと考えることができる。また同じことはアニスミニック判決の直後、下院がこの判決を無効とすべく法律の改正を試みたのであるが、その試みは貴族院において否決され、結果として Lord Reid が判決中に挙げていた決定無効原因の一つである公平の原則 (the rules of natural justice) 侵犯の場合には裁判所に提訴であるという一項が改正法中に挿入されるということになったのである。これらは正に司法部の正義の観念を国会が否定できなかつた好例というべきであろう。そしてこれは、憲法理論上不可能であるが故に国会が裁判所の意思を無効にすることができなかつたのではなく、国会の理性に照らしてもできなかつた例と見るべきであろう。またこのことは、国会は理論上所持している広大な権限行使を自己抑制したということを意味してゐる。この国会の自己抑制により、司法部の挙げた規範は初めて司法部と国会との共通規範となつたのである。これは国会の自発性にもとづいた規範なるが故に、まさにこれを真の共通規範と呼ぶことができるのである。

以上、英國では確かに国会を拘束する規範が欠如しているがゆえにアメリカにおける形での司法部による立法審査はなされていなければ、裁判所は行政行為の審査をする過程で間接的に国会の意思を制限するという機能を果し、それに対する国会の自己抑制とあいまつて結果的には国会をも拘束する共通規範の出現を招来せしめうるといふことが言えるであろう。したがつて英國司法部はアメリカ司法部が果してゐる機能と結果において大差のない役割を果していると言つても過言ではなかろう。